

令和5年11月小美玉市教育委員会定例会議事録

(作成日：令和5年11月29日)

招 集 年 月 日	令和5年11月20日 (月)		
招 集 場 所	小美玉市役所 小川総合支所 3階 大会議室		
開 催 日 時	令和5年11月27日 (月) 開 会 午後12時50分 閉 会 午後2時10分		
出 席 者 (★：議事録署名員)	羽鳥 文雄 教育長	中村 三喜 委員 (職務代理者)	
	山口 和弘 委員	★ 小仁所 浩 委員	
	柴田 千青 委員	廣戸 隆 委員	
欠 席 者	なし		
傍 聴 者	なし		
事 務 局 職 員	教育部長 滑川 和明 理 事 佐藤 雅記 生涯学習課 課長 田山 智 教育指導課 課長 長谷川 正幸 生涯学習課 社会教育主事 三澤 秀生 教育企画課 課長 大原 光浩 スポーツ推進課 課長 関川 克己 教育企画課 課長補佐 沼田 譲治 教育企画課 主幹 笹目 翔太郎		
付 議 事 件 (提出議案)	議案第19号 令和5年度教育予算(補正予算)について 議案第20号 工事請負契約の締結について 議案第21号 小美玉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について 議案第22号 小美玉市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について 議案第23号 市長の権限に属する事務の一部の委任に関する協議について		
事 業 等 報 告	(1) 学校教育関係について 教育指導課 (指導係) (2) 就学援助並びに区域外就学及び指定校変更について 教育指導課 (学務係)		

1. 開 会・教育長挨拶

○ 羽鳥教育長

皆さん、こんにちは。着座にて失礼します。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻前ですが、皆さんお揃いですので、ただ今から小美玉市教育委員会会議「11月定例会」を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

11月も下旬になり、朝夕一段と冷えてきた感じがします。また空気も乾燥し、風邪の流行る時期でもあり、例年に比べ、インフルエンザもふた月ほど早く流行していますので、子どもたちも教職員も、そして、皆さんも健康管理に十分注意していただきたいと思います。

先だって、4日間にわたって実施しました教育委員訪問では、委員の皆様には大変お世話になりました。市内各学校や幼稚園、プラス給食センターの全部で13の施設を回っていただき、授業や保育の様子、施設・設備の状況や、校長等との懇談でいろいろとご指導いただき、ありがとうございました。各学校とも取組をさらに充実させるとともに、課題解決に向けて方策等を工夫しながら取り組めるよう、教育委員会としても指導や支援をまいります。

本日は、事前配付の議案が4件と本日机上配付しました、追加議案が1件の合計5件、事業等報告、その他となっておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

2. 議事録署名委員の選任

小仁所委員

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録署名委員の選任に移ります。

本会議では、小仁所委員を選任いたしますがよろしいでしょうか。(小仁所委員：はい。)

では、よろしくお願いいたします。

3. 議事録の承認

承認

○ 羽鳥教育長

続きまして、議事録の承認についてお諮りいたします。

前回の「10月定例会」の議事録につきましては、皆様すでに、お目通しかと思いますが、何かご意見ご質問、お気づきの点がありましたら、お願いいたします。

特にないでしょうか。よろしいですか。(一同：頷く。)

それでは議事録については、承認とさせていただきます。

4. 付議事件の宣告

○ 羽鳥教育長

本日の会議に付すべき事案について「宣告」いたします。議案等について、あらかじめ配布させていただいた資料としましては、

- ・議案第19号 「令和5年度教育予算（補正予算）」について
- ・議案第20号 「工事請負契約の締結」について
- ・議案第21号 「小美玉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正」について

・議案第22号 「小美玉市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定」について

・議案第23号 「市長の権限に属する事務の一部の委任に関する協議」について

となっております。

ここで、本日の議案等のうち、「非公開」にするものについてお諮りいたします。

「非公開」にするものとしては、
次第の「5 付議事件の審議」の（1）議案のうち
市議会提案事項のため、議案第19号及び議案第20号、議案第23号の3つの議案
また、次第の「6 事業等報告」のうち、
個人情報に関するものが含まれているため、
・「(1) 学校教育関係」について
・「(2) 就学援助並びに区域外就学及び指定校変更」については、本会議並びに議事録において「非公開」としたいと思います。
次に、「7 その他」につきましても、本会議では「非公開」としたいと思います。

「非公開部分」について、委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。
特に無ければ、以上のものを「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(委員：異議無し)
それではご異議無しと認めまして、以上のものを非公開とさせていただきます。

5. 付議事件の審議

○ 羽鳥教育長

まず初めに、（1）議案となります。

議案第19号「令和5年度教育予算（補正予算）について」

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第6号の規定により、令和5年度教育予算（補正予算）について、教育委員会の意見を求めるものでございます。

事務局より順次説明願います。

■ 議案第19号 令和5年度教育予算（補正予算）について

可決

○ 田山生涯学習課長

生涯学習課の田山でございます。

それでは議案第19号について、歳入からご説明申し上げます。

なお、説明につきましても、着座のまま失礼させていただきます。

資料1ページをお開きください。

20款 繰入金 2項-1目-1節 基金繰入金のうち、説明欄「合併振興基金繰入金」を1,063万円。同じく、「行政区集会施設管理基金繰入金」を10万4,000円。それぞれ基金より繰入れますが、内容については、歳出予算にてご説明申し上げます。

○ 関川スポーツ推進課長

スポーツ推進課の関川でございます。

続いて、スポーツ推進課所管の歳入についてご説明申し上げます。

22款 諸収入 5項-5目-3節 雑入のうち、説明欄「指定管理者利益還元費」を8万1,000円補正増するものでございます。

内容については、小川海洋センターの指定管理者基本協定に基づく利益還元費となります。

歳入についての説明は以上でございます。

○ 長谷川教育指導課長

教育指導課の長谷川でございます。

歳出についてご説明いたします。資料は3頁をご覧ください。

なお、職員の給与費については、人事課所管となりますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、10款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費 説明欄4「学務一般事務費」を257万3,000円増額するものでございます。

理由としては、児童生徒用タブレット端末の修理費に不足額が見込まれるため、修繕料を増額するものでございます。

続きまして、3目 教育指導費 説明欄1「教育指導研究経費」を15万7,000円増額するものでございます。

理由としては、社会科副読本「おみたま」の改訂箇所が当初の見込みより多くなったため、委託料を増額するものでございます。

○ 大原教育企画課長

教育企画課の大原でございます。

資料3頁をご覧ください。

同じく、10款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費 説明欄2「小学校施設管理費」を254万4,000円増額するものでございます。

電気使用料の不足が見込まれるため、需用費-光熱水費を159万6,000円

納場小学校の屋内消火栓設備の漏水改修工事のため、工事請負費-校舎改修工事を85万8,000円それぞれ増額補正するものでございます。

○ 長谷川教育指導課長

同じく3頁、3項 中学校費 1目 学校管理費 説明欄1「中学校運営経費」を9万9,000円増額するものでございます。

理由といたしましては、美野里中学校体育館の長寿命化改修工事に伴い、グラウンドピアノを旧上吉影小へ移設するための役務費-手数料として、増額補正するものでございます。

○ 大原教育企画課長

同じく、説明欄2「中学校施設管理費」を387万6,000円増額するものでございます。

上下水道使用料の不足が見込まれるため、需用費-光熱水費を98万6,000円

工事請負費-校舎改修工事として、

小川南中学校の電力高圧設備の改修工事のため、170万1,700円

美野里中学校浄化槽流量調整ポンプ交換工事のため、118万8,000円 の合計 288万9,700円を増額補正するものでございます。

○ 長谷川教育指導課長

同じく、2目 教育振興費 説明欄1「教育活動振興経費」を145万8,000円増額するものでございます。

理由としては、中学校の部活動に係るバス借上料に不足額が見込まれるため、自動車借上料を増額するものでございます。

続きまして、4頁をご覧ください。

4項 幼稚園費 1目 幼稚園管理費 説明欄2「幼稚園運営経費」を25万5,000円増額するものでございます。

理由としては、幼稚園バス8台の車検に伴う整備費に不足額が見込まれるため、修繕料を21万円。

来年度の幼稚園統合に伴い、玉里幼稚園のアップライトピアノ2台を元気っ子幼稚園に移設する

ため、移設費及び調律の手数料として、4万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

○ 大原教育企画課長

同じく、説明欄3「幼稚園施設管理費」の167万7,000円の増額補正のうち、燃料費の高騰により、需用費-燃料費を23万2,000円
電気使用料の不足が見込まれるため、需用費-光熱水費を42万9,000円
元気っ子幼稚園のエアコン改修工事のため、工事請負費-園舎等改修工事を101万6,000円
それぞれ増額補正するものでございます。

○ 田山生涯学習課長

続きまして、資料5頁をご覧ください。

5項 社会教育費 1目 社会教育総務費 説明欄2「社会教育総務事務費」について、1,957万8,000円の増額補正を行うものです。

内容は、公用車2台分のガソリン代に不足が見込まれるため、10節需用費-燃料費を3万円の増額、18節負担金補助及び交付金、各区公民館整備費補助金、1,954万8,000円増額するものです。

18節負担金補助及び交付金については、9つの行政区の建設及び改修並びに修繕に伴う補助金となります。

1 件目「玉里団地区」

工事費 1,595万円 補助率 3分の2 補助額 1,063万円

令和4年1月9日日曜日に発生した、隣地からの火災により焼失した集会施設の建設工事となります。

なお、補助については、歳入でご説明申し上げました、合併振興基金から1,063万円を繰入れて行います。

2 件目「羽木上区」

工事費 139万6,000円 補助率 100% 補助額 139万6,000円

内容としては、エアコン2台の新設工事及びトイレの洋式化改修工事となります。

3 件目「与沢百里区」

工事費 10万4,500円 補助率 100% 補助額は、端数を切り捨てますが、10万4,000円

内容としては、浄化槽ブロアの交換工事となります。

なお、補助については、歳入でご説明申し上げました、行政区集会施設管理基金から10万4,000円を繰入れて補助を行います。

4 件目「外之内区」

工事費 500万円 補助額 200万円

内容としては、木造平屋建 33.12平米の備品倉庫新築工事となります。

なお、補助については、本来100%の26地区ですが、集会施設本体では無いため、上限の200万円となります。

5 件目「伏沼区」

工事費 199万3,354円 補助率 100% 補助額は、端数を切り捨てますが、199万3,000円

内容としては、屋根・雨樋・外壁の修繕工事及びコーキング・塗装工事となります。

6 件目「佐才区」

工事費 72万2,700円 補助率 2分の1 補助額 36万1,000円

内容としては、広間用エアコン2台と6畳用エアコン1台の計3台の設置工事及び高所窓ガラスの修繕となります。

7 件目「川戸区」

工事費 322万680円 大規模改修のため、補助率3分の2 補助額 221万3,000円

内容としては、エアコン設置工事及びトイレの洋式水洗化工事、キッチン床工事、外構工事となります。

8 件目「江戸住宅区」

工事費 99万2,200円 補助率 2分の1 補助額 49万6,000円
内容については、廊下・玄関・厨房床の張替工事となります。

9件目「第三東宝区」

工事費 70万8,180円 補助率 2分の1 補助額 35万4,000円
内容としては、玄関床修繕工事及び雨樋交換・修繕工事となります。

続きまして、2目 公民館費 説明欄2「小川公民館施設維持管理費」について、48万2,000円の増額補正するものです。

内容としては、電気使用料の不足が見込まれるため、10節需用費-光熱水費を増額するものです。

同じく、説明欄4「美野里地区公民館等施設維持管理費」について、119万9,000円を増額補正するものです。

内容としては、美野里公民館及び農村環境改善センターの電気使用料の不足が見込まれるため、10節需用費-光熱水費を 51万5,000円増額補正するものです。

同じく、3件の施設修繕のため、10節需用費-修繕料を 18万9,000円増額補正するものですが、

1件目、美野里公民館1階男子トイレのフラッシュバルブ交換

2件目、美野里公民館大会議室の誘導灯交換

3件目、羽鳥公民館研修室の誘導灯交換

2件目・3件目については、消防設備点検において不具合と判定されたものとなります。

その下、12節委託料-改修調査業務委託料を 49万5,000円の増額補正するものですが、これは、小美玉市公共施設等総合管理計画に基づく、小美玉市公共施設建築物系個別計画において、「農村女性の家」の機能移転先である「旧納場幼稚園」について、改修の概算費用算出や今後の方向性などについて検討するため補正するものです。

続きまして、3目 図書館・資料館費 説明欄3「小川図書館・資料館施設維持管理費」について、47万2,000円を増額補正するものです。

内容については、電気使用料の不足が見込まれるため、10節需用費-光熱水費を 47万2,000円増額補正するものです。

続きまして、4目 やすらぎの里運営費 説明欄2「やすらぎの里施設維持管理費」について、9万6,000円を増額補正するものです。

内容については、電気使用料の不足が見込まれるため、10節需用費-光熱水費を 28万5,000円を増額補正し、文芸棟土間の一部が空洞化しているため、生コンクリートを打設する応急的な修繕工事を実施するため、14節工事請負費を 67万8,000円増額補正するものです。

5目 生涯学習センター費 説明欄1「生涯学習センター施設維持管理費」について、428万4,000円を増額補正するものです。

内容については、3件の修繕等を実施するため、10節需用費-修繕料及び14節工事請負費の増額となりますが、生涯学習センター文化ホールモニターマイク更新のため、需用費-修繕料を 20万3,000円増額補正し、北側駐車場の一部約500平米の舗装工事として、356万4,000円、北側駐車場植栽部分に設置の消火栓配管に漏水が見られるため、漏水修理とそれに合わせて、植栽周辺の縁石撤去に 51万7,000円をそれぞれ増額補正するものです。

なお、実施については、消防用設備の修繕を実施した後、舗装整備を実施する予定です。

生涯学習課の説明は以上となります。

○ 関川スポーツ推進課長

同じく、資料6頁の下段をご覧ください。

6項 保健体育費 1目 保健体育総務費 説明欄3「体育振興活動経費」について、6万2,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容については、13節使用料及び賃借料-自動車借上料の増額で、今後実施を予定している、1月の新春歩け歩け大会及び2月の親子スキー教室で使用するバスの借上料について、貸切バス事業における国の公示運賃が10月に見直されたため、事業実施に必要な予算に不足が見込まれることから、同額を増額するものでございます。

続きまして、2目 体育施設費 説明欄1「小川運動公園施設維持管理費」について、30万円の補

正増をお願いするものでございます。

内容については、次頁に記載がございますが、修繕料の増額であり、当初予算に対し、施設の修繕料について、不足が見込まれるため、同額を増額するものでございます。

同じく、説明欄2「希望ヶ丘公園施設維持管理費」について、135万9,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容については、屋外トイレの天井塗装の劣化に伴う塗替えを実施するもので、14節工事請負費を同額、増額するものでございます。

同じく、説明欄3「市内体育施設維持管理費」について、107万8,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容については、10節需用費 39万7,000円増額で、内訳として、消耗品費 9万7,000円、修繕料 30万円となります。

消耗品費については、中根球場の補修用ネットを購入するものでございます。

修繕料については、当初予算に対し、不足が見込まれるためでございます。

その下、14節工事請負費 68万1,000円増額は、小川海洋センターのプールへの給水弁の劣化に伴う故障のため、給水弁の交換工事を実施するものでございます。

13款 諸支出金 1項 基金費 6目 体力づくり基金費 説明欄1「体力づくり基金費」について、8万1,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容については、歳入でご説明申し上げました、小川海洋センターの指定管理者の利益還元費を同基金に積立てるものでございます。

以上で、令和5年度教育予算（補正予算）についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問及び討論等ありましたらお願いいたします。

(意見等無し)

それでは採決に移ります。

議案第19号につきまして、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議なしと認め、議案第19号は可決といたします。

■ 議案第20号 工事請負契約の締結について

可 決

○ 羽鳥教育長

続きまして、議案第20号 工事請負契約の締結について

こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第6号の規定に基づき、工事請負契約の締結について、教育委員会の意見を求めるものでございます。

教育企画課より説明願います。

○ 大原教育企画課長

議案第20号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

2頁 議案第20号鑑文をご覧ください。

本議案の提案理由でございますが、工事請負契約の締結について、令和5年第4回小美玉市議会定例会に提案するにあたり、教育委員会の意見を求めるので、この案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

1 契約の目的は、美野里中学校体育館長寿命化改修工事でございます。

2 契約金額は、3億2,120万円。

- 3 契約の相手方は、株木・エイブルコーポレーション特定建設工事共同企業体でございます。
4 契約の方法は、一般競争入札を実施し、今月16日に同企業体と仮契約を締結しております。
裏面をご覧ください。

上から2段目、工事の内容でございますが、既存の体育館、鉄骨づくり2階建て、延床面積1,343平米の長寿命化改修工事と電気設備及び機械設備工事一式でございます。

今回の長寿命化改修工事でございますが、構造躯体、いわゆる柱や梁、壁、基礎等の構造耐力上主要な部分を再利用しながら、全面改修を行います。

既存施設の解体及び構造躯体の新築工事がないたため、解体費削減及び工期短縮等により、新築と比較し、工事費の軽減が期待されます。

工事期間については、議会議決日の翌日から令和7年1月15日までを予定しております。

入札参加業者については、資料に記載の通り、7つの共同企業体となります。

今後については、長寿命化工事の他に、国庫補助金の採択を見込みながら、生徒等の熱中症対策として、体育館への空調設備の設置や、避難所としての機能強化を図るために、敷地内に自家発電とマンホールトイレの整備、不審者への防犯対策として、正門及び校舎にインターホン等の設置。地球温暖化対策として、校舎の屋根に太陽光発電設備の設置と、劣化が進んでおります屋上防水の更新工事等を検討しております。

議案第20号に関する説明は、以上でございます。

○ 羽鳥教育長

ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問及び討論等ありましたらお願いいたします。

(意見等無し)

それでは採決に移ります。

議案第20号につきまして、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議なしと認め、議案第20号は可決といたします。

――
■ 議案第21号 小美玉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

■ 議案第22号 小美玉市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

可 決

○ 羽鳥教育長

続きまして、議案第21号及び議案第22号については、関連がございますので、一括審議ということでもよろしいでしょうか。(委員：異議無し)

ご異議が無いようですので、一括審議とさせていただきます。

事務局より順次説明願います。

○ 大原教育企画課長

議案第21号 小美玉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

5頁をご覧ください。

本議案の提案理由としては、社会教育法第5条第2項の規定に基づき、地域学校協働活動に関する事務を補助執行させるため、同規則の一部を改正するものでございます。

続きまして、7頁をご覧ください。

社会教育法第5条は、市町村教育委員会の事務について規定しており、同条第2項には、市町村の教育委員会は、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。と規定されております。

この度、議案第22号として上程している、小美玉市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定に伴

い、本規則第2条に「地域学校協働活動に関すること」を追加するものでございます。

8頁に新旧対照表、9頁に参考として、現行の規則を添付してございます。

議案第21号 小美玉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についての説明は以上でございます。

○ 田山生涯学習課長

10頁をご覧ください。

続きまして、議案第22号 小美玉市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定についてご説明申し上げます。

本議案は、小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定に基づき、小美玉市地域学校協働活動推進設置要綱について、教育委員会の議決を求めるものです。

地域学校協働活動推進員の設置について必要な事項を定めるため、この案を提出しております。

なお、本要綱は、国が示した手引きや参考例及び先進自治体の規則等を参考に作成しております。

第1条 趣旨について、本要綱は社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、小美玉市教育委員会が委嘱する地域学校協働活動推進員に関し、必要な事項を定めるとし、以降、設置、活動内容任期、守秘義務などで構成し、第8条には、庶務は生涯学習課で処理する。次の第9条には、その他では、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めるとしてあります。

今後の活動について、今年度は、ボランティアとしての活動をお願いする方向で進めており、活動に対する保険については、学校ボランティア保険への加入で調整しております。

来年度以降については、国や県の補助事業である「地域の教育支援体制等構築事業」を活用し、別に活動の保険に加入の上、有償での活動とする方針です。

議案第21号及び議案第22号の説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問及び討論等ありましたらお願いいたします。

(意見等無し)

それでは採決に移ります。

議案第21号及び議案第22号につきまして、ご異議ございませんか。(委員：異議無し)

ご異議なしと認め、議案第21号及び議案第22号は可決といたします。

――
■ 議案第23号 市長の権限に属する事務の一部の委任に関する協議について

同意

○ 羽鳥教育長

続きまして、議案第23号 市長の権限に属する事務の一部の委任に関する協議については、小美玉市教育委員会事務委任規則第2条第18号の規定に基づき、教育委員会への事務の委任について意見を求めるものでございます。

事務局より説明願います。

○ 大原教育企画課長

議案第23号について、ご説明申し上げます。

本日机上にて配布させていただきましたものをご覧ください。

提案理由は、行政組織機構改革に伴い、所管課である人事課より、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議の申し出がありましたので、教育委員会の意見を求めるため、本議案を提出する

ものでございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。

地方自治法第180条の2では、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会または委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員もしくはこれらの執行機関の事務を補助する職員もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、補助執行させることができると規定されております。

今回、市長の権限に属する事務のうち、現在、文化スポーツ振興部が行っている事務につきまして、令和6年4月1日から、中段に記載の4つの事務を、教育委員会に移管するというものでございます。

議案第23号についての説明は以上でございます。

ご協議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○ 羽鳥教育長

ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問及び討論等ありましたらお願いいたします。

◎ 中村委員

異論ありません。当然のことだと思います。

○ 羽鳥教育長

中村委員から、異論は無いとのご発言をいただきました。

その他の委員はいかがでしょう。（その他の委員：反対意見無し）

それでは採決に移ります。

議案第23号につきまして、ご異議ございませんか。（委員：異議無し）

ご異議なしと認め、協議結果を市長部局へ回答させていただきます。

本日の付議事件の審議は以上となりますが、議案第19号及び議案第20号、議案第23号については、議会提案事項のため12月の議会閉会まで、くれぐれも口外しないよう、よろしくお願いいたします。

6. 事業等報告

○ 羽鳥教育長

事業等報告に移ります。なお、質疑につきましては、すべての報告が終わり次第でお願いします。

まず（1）学校教育関係について 教育指導課指導係より説明願います。

■ 学校教育関係について ※非公開※

■ 就学援助並びに区域外就学及び指定校変更について ※非公開※

— 質 疑 —

※非公開部分に関する質疑

7. その他

- 羽鳥教育長
次第の7 その他になります。
まず、事務局から説明願います。

<事務局から(概要)>

玉里学園義務教育学校法面の復旧について

令和5年6月に発生した、台風2号により被災

被害状況：同校南西側の法面、高さ8m・幅43m・19mの2ヶ所

工事概要：かごマット工法による復旧（国庫補助 認可 11/6・7 災害査定）

上記記載の被災部分については、国庫補助を活用し復旧する。

認可外部分において、崩落の危険性のある部分については、市の単独事業として実施するか精査中。

学校・幼稚園訪問について

校長及び教頭等、学校側との懇談で出た意見等をまとめた「訪問記録」を作成し、議事録と共に郵送を予定している。学校への開示も検討しているため、内容について確認して欲しい。

過日実施の学校・幼稚園訪問について、実施後のご意見を伺いたい。

※後日でも、電話やメール等でご意見をいただければと思います。

（中村委員）

連続しての実施だと、日程調整がしづらいため、隔週で実施するなど検討して欲しい。

（柴田委員）

過去に、春先での実施では、新入生が学校生活に慣れていないため、秋頃の実施が良いのではないかとということで、この時期の実施となったが、もう少し時期を早めても良いと思う。

12月定例会について 12月25日（月）13時30分から 小川総合支所 3階 大会議室

8. 閉 会

- 羽鳥教育長
他にありませんか。無ければ、本日予定していた内容すべて終了しました。
委員の皆様にはご審議いただき、ありがとうございました。
以上をもちまして小美玉市教育委員会会議、11月定例会を閉会とさせていただきます。
本日はお疲れ様でした。